

(別記)

令和6年度敦賀市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

敦賀市は水稲が農業総生産額の約70%を占める水稲単作地帯である。生産調整については、従来から加工用米や飼料用米で対応するのが一般的であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地は徐々に増加する傾向であり、近年は、米の生産数量の目安に届かない状況である。敦賀西部地区では、土地改良事業により圃場の大規模化が行われることに加え、同地区で営農を行う農業法人に農地の集約化が行われている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

このような中、魅力ある農業を目指すため、産地交付金を活用して、地域特産作物である白ネギ、キュウリ、キャベツ、菊及びみかんを中心として、農業所得向上を推進する。敦賀西部地区では、大規模圃場を活かし、効率的な輪作体系の導入やスマート農業を活用した省力的な営農の導入を図り、大規模の農業の実践を推進する。また、新たな市場・需要の開拓として、輸出用米を地域に普及するよう推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

例年の現地確認において、水張りを組み入れない作付体系が数年以上定着し、今後も水稲の作付けに活用される見込みのない水田がないか点検を行い、該当する水田について畑地化支援を活用した畑地化を進める。

敦賀市東浦地区では、畑地化の取組として、圃地造成による畑地化を推進し、みかんの作付面積拡大を図る。ブロックローテーション体系を構築するには小規模の農地が多く、大規模圃場に統合できるか地区単位で確認を行う必要がある。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

農業者と農業団体自身による需要に応じた米の生産が行えるように、関係組織が一体となって取組むとともに、生産数量の目安に沿った生産の指導を継続する。

また、五月半ばの適期田植え等を継続するとともに、現在水稲品種の大半を占めているコシヒカリについて、作期分散等を目的として、今後一部をあきさかりへ移行させ、また、高価格帯であるいちほまれの作付けに取り組む。

(2) 備蓄米

主食用米の生産数量の目安を超過した場合は、園芸作物への転換のほか、調整水田等の不作付地とならないよう備蓄米への対応に取り組む。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米と同様の栽培方法で生産が可能であり、大規模に水稲作付を行う認定農業者を中心に取組みが行われている。多収性品種「あきだわら」の導入による収量確保の取組みも進んでいることから、引き続き産地交付金を活用した支援を行う。

イ 加工用米

主食用米の生産数量の目安を超過した場合は、園芸作物への転換のほか、調整水田等の不作付地とならないよう加工用米への対応に取り組む。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の生産数量の目安を超過した場合は、園芸作物への転換のほか、調整水田等の不作付地とならないよう多収性品種の導入を推奨し、新市場開拓用米への対応に取り組む。

(4) 麦、大豆、飼料作物

大麦、大豆については、敦賀市は湿田が多い地域であるが、麦作に適した水田においては実需者ニーズに即した生産量と品質を確保するため、大麦+大豆の周年作の推進に努める。

飼料作物については、畜産農家等の実需者と連携し、作付の拡大に取り組む。

(5) そば

そばについては、敦賀市では一部地域で少数定着しているが、作付面積の拡大には至っていない。

(6) 地力増進作物

地力増進作物については、それぞれの栽培品目に適した地力増進作物の利点について、広く呼びかけに努める。

(7) 高収益作物

敦賀市の特産作物として、さといも、ばれいしょ、だいこん、ほうれんそう、小松菜、キュウリ、スナップエンドウ、菊、えだまめ、ミカン、マコモタケ、ギンナンの作付を推進し、福井県の重点推進品目であるネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギについても生産者に作付を促し、作物の効率的生産と農業者の所得向上を図る。

また、学校給食の需要に応じるため、かぼちゃの作付を呼びかけていく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	395	0	395	0	390	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	30	0	30	0	30	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	3.9	0	4.3	0	5	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
大麦	0	0	3	0	10	0
大豆	0.3	0	0.3	0	1	0
飼料作物	0.8	0	0.8	0	1	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	1.6	0	1.6	0	3	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0.1	0	0.1	0	1	0
高収益作物	23	0	23	0	65	0
・野菜	22.5	0	22.5	0	64	0
・花き・花木	0.5	0	0.5	0	1	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
畑地化	0.3	0	0.3	0	1	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	重点推進品目出荷助成	作付面積の拡大	(R5年度) 336a	(R8年度) 350a
2	キュウリ、スナップエンドウ、えだまめ、キク、みかん	特産作物出荷助成	作付面積の拡大	(5年度) 214a	(8年度) 300a
3	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、カボチャ	地域推進品目出荷助成	作付面積の拡大	(5年度) 62a	(8年度) 75a
4	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	重点推進品目拡大助成 1	作付面積の拡大	(5年度) 18a	(8年度) 55a
5	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	重点推進品目拡大助成 2	作付面積の拡大	(5年度) 179a	(8年度) 55a
6	マコモタケ、ギンナン	中山間地域推進品目助成	作付面積の拡大	(5年度) 55a	(8年度) 65a
7	飼料用米（あきだわら、あきさかり、北陸193号）	飼料用米の 多収性品種助成	作付面積の拡大 単収の増加	(5年度) 26ha 486kg/10a	(8年度) 30ha 525kg/10a
8	新市場開拓用米 （シャインパール）	新市場開拓用米の 多収性品種導入助成	作付面積の拡大 単収の増加	(5年度) 3ha 480kg/10a	(8年度) 5ha 530kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 福井県

協議会名: 敦賀市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	重点推進品目出荷助成	1	7,300	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
1	重点推進品目出荷助成(二毛作)	2	7,300	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
2	特産作物出荷助成	1	15,600	キュウリ、スナップエンドウ、えだまめ、キク、ミカン	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
2	特産作物出荷助成(二毛作)	2	15,600	キュウリ、スナップエンドウ、えだまめ、キク、ミカン	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
3	地域推進品目出荷助成	1	15,600	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、かぼちゃ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
3	地域推進品目出荷助成(二毛作)	2	15,600	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、かぼちゃ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
4	重点推進品目拡大助成1	1	14,700	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	・対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a未満)
4	重点推進品目拡大助成1(二毛作)	2	14,700	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	・対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a未満)
5	重点推進品目拡大助成2	1	18,400	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a以上)
5	重点推進品目拡大助成2(二毛作)	2	18,400	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a以上)
6	中山間地域推進品目助成	1	7,300	マコモタケ、ギンナン	作付地が特定農山村法により指定された地域であり、対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
7	飼料用米の多収性品種助成	1	7,300	飼料用米(あきだわら、あきさかり、北陸193号)	・多収性品種(あきだわら、あきさかり、北陸193号)を販売目的で作付する農業者、集落営農組織
8	新市場開拓用米の多収性品種導入助成	1	9,200	新市場開拓用米(シャインパール)	・多収性品種(シャインパール)を販売目的で作付する農業者、集落営農組織

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。